様式第2(第8条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※受理日 | 年　　月　　日 |
| ※整理番号 |  |
| ※結果 |  |
| ※決定番号 |  |

対応化学物質分類名への変更の請求書

年　　月　　日

　　　　大臣　殿

(ふりがな)

申請者　住所　〒

(ふりがな)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

　　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第6条第1項の規定により、次の第一種指定化学物質の名称について、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、対応化学物質分類名によって経済産業大臣及び環境大臣に通知することを請求します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一種指定化学物質の名称 | |  | | | |
|  | 号番号 |  |  |  |  |
| 対応化学物質分類名 | | 第 |  |  | 分類(　　　　　　　　　　　　　　　　) |

　　なお本請求については、以下のとおり、昨年度以前に同様の請求を行い認められた実績があります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　(理由)

　　別紙のとおり、申請者においては、当該第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないもの(以下「秘密情報」といいます。)に該当すると考えられます。

　備考　1　※の欄には、記載しないこと。

　　　　2　号番号の欄には令別表第一における該当する号の番号を記載し、対応化学物質分類名の欄には規則別表における該当する名称を記載すること。

　　　　3　「決定番号」欄には、請求が認められた際に主務大臣から通知された番号を記載すること。また、認められた実績がない場合は記載しないこと。

　　　　4　別紙中の各項目について、事実を証する書類を添付すること。

　　　　5　請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が秘密情報に該当する理由

|  |  |
| --- | --- |
| 1．第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、秘密とされる情報が他の事業者等に知られてしまう可能性があることの証明 | |
|  | イ．第一種指定化学物質が含有される製品の構成、第一種指定化学物質が使用される形態及び秘密とされる情報の詳細 |
|  |
| ロ．請求に係る事業所において製造・加工する製品及び化学物質を取り扱う工程等の状況 |
|  |
| ハ．その他、第一種指定化学物質の名称等が開示されることによって、当該情報が他の事業者等に知られてしまう特段の事情 |
|  |
| 2．秘密として管理されていることの証明 | |
|  | イ．秘密とされる情報を含む書面等を秘密と分かるように適切に管理していることの証明 |
|  |
| ロ．従業員等が当該情報を適切に管理する体制を設備していることの証明 |
|  |
| ハ．従業員等以外の者が当該情報を扱う場合、秘密保持契約の締結等の措置を講じていることの証明 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 3．生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であることの証明 | |
|  | イ．秘密とされる情報が事業活動に役立つ技術上の価値を持つと客観的に認められることの証明 |
|  |
| ロ．当該情報が他の事業者等に知られると、請求事業者の競争上の地位が直接に害されると想定されることの証明 |
|  |
| 4．公然と知られていないことの証明 | |
|  | イ．秘密とされる情報が、文献による公表又は特許の取得等によって既に一般に公開されている場合は、その状況 |
|  |
| ロ．法令や条例に基づき、当該情報が開示されたことがある場合は、その状況 |
| (根拠法令名)：　　　　　　　　(開示決定年月日)：　　年　月　日 |
| ハ．その他、当該情報が分析等により容易に入手可能な状態に置かれていないことの証明 |
|  |